平成26年度入学者選抜における合否判定過誤

及び全校調査の結果について

**１　大阪府立北千里高等学校における合否判定過誤**

1. 事案の概要

４月上旬、生徒から自身の前期入学者選抜に係る情報開示を求められた際、開示資料の受験番号、氏名に齟齬のあることがわかり、精査の結果、４名の生徒の調査書に誤った受験番号を記載したことが判明した。

　合否判定のやり直しをした結果、前期入学者選抜において不合格としていた１名が合格となり、その生徒が後期選抜を受験して合格していたため、後期選抜において不合格とした生徒１名を合格とすることとした。

（２）事案が起こった原因

①志願書の受付後、志願書から氏名、受験番号、出身中学校名等を転記　　し受付簿を作成する際に、受験番号の取り違えが起こり、受付簿が誤って作成された。

②この誤った受付簿をもとに、調査書に受験番号を記載した。（※）

③志願書と調査書を読み上げて照合する作業を実施しなかった。（※）

④「マニュアル」にあるチェックリストを活用して、選抜事務作業の状況を把握していなかった。（※）

・「マニュアル」とは、府教育委員会作成の「入学者選抜事務点検マニュアル」を指す。

・上記（※）が「マニュアル」を遵守しなかった点である。

【府教育委員会が示す書類作成の手順】

**≪氏名・受験番号**

**・出身中学校名等を転記・照合≫**

【受付簿】

（学校が作成）

【志願書】

（受験者が持参）

**＊受付時に受験番号が確定し、志願書に受験番号を記載**

**≪受験番号を転記**

**・読み上げて照合≫**

【調査書】

（中学校が送付・持参）

【北千里高校の場合】

【受付簿】

（誤った受験番号を記載）

**＜転記ミス・照合ミス＞**

**≪受験番号を転記・照合＞**

【志願書】

（正しい受験番号を記載）

１－２

**＜転記せず･照合せず＞**

【調査書】

（誤った受験番号を記載）

**２　府立学校に対する選抜事務実施状況に係る調査結果**

　　　府立北千里高等学校の事案を受けて、選抜を実施している府立学校157校（高等学校154校（北千里高校を含む。）、支援学校３校）に対し、「マニュアル」遵守に関する調査を行った。

　　　結果は次のとおりである。

（１）マニュアルに記載されている項目をすべて遵守したか。

＜結果＞

|  |  |
| --- | --- |
| 遵守した | 一部遵守していない |
| 15３校 | ４校 |

（北千里高校、富田林高校、福井高校、泉陽高校）

＜マニュアル遵守違反の内容＞　（北千里高校の内容は再掲）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| マニュアルでの指示 | 実際に行ったこと | 学校名 |
| 志願書から調査書に受験番号を転記する。 | 受付簿から調査書に受験番号を転記した。 | 北千里 |
| 志願書と調査書を読み上げて照合する。 | 受付簿と調査書を読み上げて照合した。 | 北千里 |
| 調査書評定、学力検査等の得点を２系統のパソコンに入力後、それぞれ印刷した一覧表と原本（調査書、答案）との照合を行う。 | １系統は印刷した一覧表と原本を照合したが、もう１系統については入力した２台（２系統）のパソコンのデータで照合した。 | 富田林 |
| 採点の点検/照合時に気付いた誤りは、青色ペン（点検）、緑色ペン（照合）で訂正し、点検時であれば2名（採点者、点検者）、照合時であれば２名（採点者、照合者）もしくは３名（採点者、点検者、照合者）が確認し押印する。 | 点検/照合時に誤りに気付いたが、採点（赤色ペン）時に気付いた際の訂正方法（赤色ペンで訂正し、採点者が押印する）とした。 | 福井泉陽 |
| 答案の小計は、答案を採点し、その点検が終了した後行う。 | 答案を採点後、点検をする前に小計を行ったため、集計ミスに繋がった。 | 泉陽 |
| ボーダーゾーン内及びその前後の受験者の答案を再点検する。 | 再点検を行う際、特定の教科で小計、得点の点検を怠ったため、集計ミスが発見できなかった。 | 泉陽 |

　※北千里以外の高校では、合否に影響はなかった。

　※採点に係るマニュアル遵守違反（福井高校、泉陽高校）については、平成25年度末の

特別点検時に判明したもの。

１－３

（２）マニュアルにあるチェックリストを活用したか。

＜結果＞

|  |  |
| --- | --- |
| 活用した | 活用していない |
| 156校 | １校 |

（北千里高校）

**【参考】茨木市立中学校の調査書記載過誤**

　（１）事案の概要

平成26年度後期入学者選抜において、市内１校１２名の調査書に

　評定の記載誤りがあった。その生徒が受験した高等学校において、正

しい評定を用いて合否判定をやり直した結果、合否に影響はなかった。

　（２）事案が起こった原因

　　　　　調査書記載の原本となる成績一覧表を作成する際に、５科目で記入欄を間違えた。さらに、成績一覧表と正しい評定との照合をしなかったため、誤った成績一覧表に基づいて調査書が作成され、誤った評定が記載された。

１－４